

産業廃棄物の処理委託先の確認(第7条)

Q1	実地に調査して確認することとしているが、「実地」とはどのようなことか。
A1	「実地に調査して確認」というのは、委託先の産業廃棄物処理業者の処理施設がある場所において実際に調査することや、運搬車両を直接調査することにより確認する行為を意味しています。
Q2	デジタル技術を使用して確認することは可能か。
A2	<p>廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができるのであれば、産業廃棄物処理業者の処理施設を実地にて確認する方法に限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能です。</p> <p>デジタル技術を活用した確認の方法例としては、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認、情報通信機器による産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取を行うことなどが挙げられます。</p> <p>ただし、デジタル技術を活用する場合であっても、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することが必要であり、デジタル技術の活用では適切な確認ができない場合には、実地確認が必要です。</p>
Q3	優良業者に委託する場合にも実地確認が必要か。
A3	原則は実地確認ですが、優良産業廃棄物処理業者に委託する場合は、優良業者のホームページの情報等による間接的な確認でも構いません。
Q4	同業の排出事業者で構成する組合に委託先の確認を依頼してもよいか。
A4	<p>同業の排出事業者で構成する組合、協会等のうち法人格を有する団体等であれば、委託先の確認を依頼することは構いません。この場合には、排出者と一定の関係のある又は産業廃棄物に関して一定の知識を有する者により確実に確認を行うことが担保されることが必要です。</p> <p>ただし、依頼した場合でも実地確認の責務は排出事業者にあります。</p>
Q5	排出量が少量で、かつ、処理先がかなり遠隔地であるが、そのような場合であっても確認は必要か。
A5	<p>必要です。ただし排出量の多寡や委託先の遠近によって第三者に委託するなどして適宜確認を行うことも構いません。</p> <p>また、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になることがない場合であって、上記A2のとおり廃棄物の適正な処理について実質的な確認が可能である場合は、同一の産業廃棄物処理業者に処理を委託している複数の排出事業者が共同してデジタル技術の活用により確認することも可能です。</p>
Q6	委託先を確認した場合、その記録の中に現地の写真は必要か。
A6	確認結果は記録し、5年間の保存の義務がありますが、その項目に関して撮影記録を義務づけてはいません。委託先の状況が後ほど確認できるものであれば構いません。
Q7	委託先の確認を行う場合、その際のチェック項目はあるか。

A7	<p>条例・規則上は、具体的な確認項目は定めていませんが、例を挙げれば概ね次のようなものです。</p>
<p>収集運搬業者の場合</p>	<p>1 許可証等</p> <p>(1) 積込区域及び荷降区域における許可証を有していること。</p> <p>(2) 許可証が知事又は保健所設置市長が発行した正当なものであること。</p> <p>(3) 許可証が有効期限内のものであり、かつ、許可の範囲に対象の産業廃棄物が含まれていること。</p> <p>2 収集運搬車両等</p> <p>(1) 車両の構造が産業廃棄物の運搬に適切なものであること。</p> <p>ア 幌をかけるなど廃棄物の飛散防止対策がされていること。</p> <p>イ 感染性廃棄物の場合には適切な収納容器を使用していること。</p> <p>(2) 車両に過積載するなどのような違法状態にないこと。</p> <p>(3) 産業廃棄物収集運搬車両の表示がされていること。</p> <p>3 積替・保管の場所</p> <p>(1) 廃棄物を過剰に保管していないことが処理業者から適切に説明されること。 (一日あたりの平均的搬出量の7日分を超えていないこと。)</p> <p>(2) 積替・保管の場所の内部の清掃が行き届いていること及び場所の周辺に廃棄物が散乱していないこと。</p> <p>(3) 積替・保管の場所に許可の範囲の産業廃棄物以外のものが置かれていないこと。</p> <p>4 マニフェスト・契約書等</p> <p>(1) 廃棄物の処理に関する契約書やマニフェストが適切に保存されていること。</p> <p>(2) 廃棄物に関して、法令に定める帳簿の記載事項(収集運搬年月日、マニフェストごとの氏名等、受入先ごとの受入量、運搬量等)が適切であること。</p>
<p>処分業者の場合</p>	<p>1 許可証等</p> <p>(1) 処理施設の所在する区域における許可証を有していること。</p> <p>(2) 許可証が知事又は保健所設置市長が発行した正当なものであること。</p> <p>(3) 許可証が有効期限内のものであり、かつ、許可施設の範囲に対象の産業廃棄物が含まれていること。</p> <p>2 施設・設備等</p> <p>(1) 廃棄物を過剰に保管していないことが処理業者から適切に説明されること。 (許可証に記載された1日あたりの処理能力の14日分を処理前・処理後を通じて超えていないこと。)</p> <p>(2) 場内に産業廃棄物が散乱していないこと。</p> <p>(3) 廃棄物が外部に飛散流出しないよう十分な設備(塀、排水路等)を有していること及び施設の周辺環境に悪影響を及ぼしていないこと。</p> <p>(4) 設備の維持管理点検記録等が整備されていること。</p> <p>3 マニフェスト・契約書等</p> <p>(1) 廃棄物の処理に関する契約書やマニフェストが適切に保存されていること。</p> <p>(2) 廃棄物に関して、法令に定める帳簿の記載事項(収集運搬年月日、マニフェストごとの氏名等、受入先ごとの受入量、運搬量等)が適切であること。</p>